

杉並区居住支援協議会会則の改正について

杉並区居住支援協議会会則の改正について、以下のとおり提案します。

改正後		改正前	
省略 (協議会の審議事項) 第 10 条 本部会は次の事項を審議し決定する。 (1) 協議会の事業計画及び予算に関すること。 (2) 協議会の事業報告及び決算を承認すること。 (3) 協議会会則の制定及び改廃に関すること。 (4) 第 1 条の目的を達するため第 3 条の規定に基づく、協議会の所掌事項に関すること。 (5) 第 4 条の規定に基づく会員の <u>入会</u> に関すること。 (6) その他、協議会に関する基本的事項及び重要事項に関すること。 省略 【別表<第 4 条関係>】 杉並区居住支援協議会会員名簿		省略 (協議会の審議事項) 第 10 条 本部会は次の事項を審議し決定する。 (1) 協議会の事業計画及び予算に関すること。 (2) 協議会の事業報告及び決算を承認すること。 (3) 協議会会則の制定及び改廃に関すること。 (4) 第 1 条の目的を達するため第 3 条の規定に基づく、協議会の所掌事項に関すること。 (5) 第 4 条の規定に基づく会員の <u>入退会</u> に関すること。 (6) その他、協議会に関する基本的事項及び重要事項に関すること。 省略 【別表<第 4 条関係>】 杉並区居住支援協議会会員名簿	
構成団体等種別	種別	会員	
学識経験者	個人	横浜国立大学大学院 大原一興	
不動産関係団体	団体	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会第10ブロック	
	団体	公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部中野・杉並支部	
	団体	公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会	
居住支援団体	団体	社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会	
地方公共団体	団体	杉並区	保健福祉部
	団体		都市整備部
構成団体等種別	役職	構成団体等	
学識経験者	会長	横浜国立大学大学院 大原一興	
不動産関係団体	会計	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会杉並区支部	
		公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部中野・杉並支部	
		公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会	
居住支援団体	監事	社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会	
		NPO法人CBすぎなみプラス	
地方公共団体	副会長	杉並区	保健福祉部
			都市整備部
事務局		杉並区保健福祉部管理課・都市整備部住宅課	